

令和5年度「星と森のロマンピア」のあり方検討基礎調査業務に係る  
公募型プロポーザル実施要領

1. 業務概要

(1) 目的

星と森のロマンピア（以下「ロマンピア」という。）は、旧相馬村の活性化を目的として平成元年に開業したスキー場やBBQ棟・天文台等を有する複合施設であり、平成7年にはプールや温泉施設を含むホテル棟を竣工しました。

その後、平成18年の市町村合併により弘前市の所有となり、現在は、旧相馬村時代に当施設管理のために設立された市の第3セクターである（一財）星と森のロマンピア・そうまが指定管理者として運営を行っております。

近年は施設の老朽化による修繕費の増加や新型コロナウイルス感染症拡大の影響による収入の減少等、厳しい状況にあります。また、アフターコロナでの観光振興を考えた場合、これまでと同様の運用で施設と地域の魅力を発信し、持続的に事業を展開していくことができるかどうかについて課題もあることから、将来的に抜本的な事業形態の見直しも検討していく必要があります。

これらの背景を踏まえ、本業務では、ロマンピアの事業・財務・資産等に係る基本的な情報や課題の整理等を通じて、ロマンピアの運営に係る課題の全体像を把握すると共に、課題解決のために活用が想定される事業手法等の抽出や事業スキームの検討等を踏まえ、将来取りうる事業形態の選択肢を把握することにより、次年度以降に実施する詳細な調査に向けた準備を行うことを目的とします。

(2) 業務名

令和5年度「星と森のロマンピア」のあり方検討基礎調査業務

(3) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(4) 業務期間

契約締結日の翌日から令和5年11月30日まで

2. 見積限度額

7,000,000円（税込み）

※この金額は、公募型プロポーザルにおける見積もり比較においてのみ使用するものであり、契約締結における予定価格を示すものではありません。

※なお、参考見積の合計金額が、業務に要する費用（事業費限度額）を超過した場合は失格とします。

3. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者でなければなりません。ただし、複数者による共同提案の場合も同様とします。

- (1) 公示日現在から候補者特定の日まで、弘前市建設業者等指名停止要領による指名停止を受けていないこと。また、弘前市建設業者等指名停止要領における別表第1及び別表第2に掲げる措置要件に該当する事実がないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成11年法律225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (4) 弘前市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。ただし、登録されていない場合であっても、参加意思表明書提出の際に、次に掲げる書類の写しを提出するときは、このプロポーザルに限り参加できることとします。
  - ① 登記簿謄本又は履歴（現在）事項全部証明書（法人）
  - ② 身分証明書（個人）
  - ③ 財務諸表等（法人及び個人）
  - ④ 法人にあっては、直近年度の国税（法人税と消費税及び地方消費税）、地方税（法人市民税と固定資産税：本社が弘前市の場合は弘前市分・本社が弘前市以外の場合は本プロポーザルに参加する支社所在地分）の納税証明書（未納がないことが確認できるもの）
  - ⑤ 個人にあっては、直近年度の国税（申告所得税と消費税及び地方消費税）、地方税（個人住民税と固定資産税の納税証明書（未納がないことが確認できるもの）

#### ※注意事項

複数社による共同提案の場合は、全ての提案者について書類①～④を提出すること。

#### 4. 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限：令和5年4月18日（火）午後4時まで（必着）
- (2) 提出方法：別添の質問書（様式1）により、電子メールにて提出してください。また、提出時には、別途、電話によりメールの受信確認を行ってください。  
提出先メールアドレス：kankou@city.hirosaki.lg.jp
- (3) 回答日：令和5年4月21日（金）予定
- (4) 回答方法：市ホームページに掲載

#### 5. 参加表明手続き

- (1) 提出書類：各1部
  - ① 参加意思表明書（様式2-1または2-2）
  - ② 弘前市競争入札参加資格者に未登録のものは、3. 参加資格（4）に係る書類

## ※注意事項

複数社による共同提案の場合は、代表事業者を明確にした上で提出書類①を連名で作成すること。

(2) 提出期限：令和5年4月27日（木）午後4時まで（必着）

(3) 提出場所：弘前市役所観光部観光課

(4) 提出方法

① 持参又は郵送により提出してください。

② 持参の場合の受付時間は午前9時から午後4時までとします。（土曜、日曜日及び祝日を除く。）

③ 郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法としてください。

(5) 参加資格の通知

参加資格審査の結果は、参加表明者にファックスにて通知します。

## 6. 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類・必要部数

※原本には社名を記載し、副本には社名や社名のわかるロゴ等を一切記載しないでください。

①業務実施体制回答書及び企画提案書提出届（様式3） 原本1部

②実施体制各種調書及び企画提案書等 原本1部、副本6部

ア. 会社概要（様式4）

イ. 技術者の概要（様式5）

ウ. 業務実績調書（様式6）

エ. 担当技術者調書（様式7）

オ. 技術責任者の経歴及び実績等調書（様式8）

カ. 技術担当者の経歴及び実績等調書（様式9）

キ. 再委託調書（様式10）

※再委託する場合のみ

ク. 工程表（様式11）

ケ. 企画提案書（任意様式）

※A4判横、片面10ページ以内（表紙を除く）としてください。

※ページ番号を付してください。

※作成にあたっては、別紙仕様書及び別紙評価基準の各評価項目に沿った内容としてください。また、共同提案の場合は各社の役割分担を明確にしてください。その他上記にとらわれず、本業務の実施にあたり必要と考える独自の調査項目があれば記載してください。

ケ. 参考見積書（任意様式）

※ 予算限度額内とすること。

共同提案の場合は、各社毎の事業費を明確にすること。

- (2) 提出期限：令和5年5月12日（金）午後4時まで（必着）
- (3) 提出場所：弘前市役所観光部観光課
- (4) 提出方法
  - ① 持参又は郵送により提出してください。
  - ② 持参の場合の受付時間は午前9時から午後4時までとします。（土曜、日曜日及び祝日を除く。）
  - ③ 郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法としてください。
- (5) 提出期限までに企画提案書の提出がない場合は、本プロポーザルへの参加を辞退したものとみなします。

## 7. 審査方法

プロポーザルの審査は以下のとおりとします。

実施日：令和5年5月19日（金）【予定】

- (1) 審査（書類審査、プレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼンテーション等」という。）による審査）

提出された実施体制各種調書及び企画提案書を別表で示す評価基準に基づき審査委員会において審査するとともに、企画提案についてプレゼンテーション等の内容により得点を評価し、最も高い評価を得た提案者を選考します。プレゼンテーション等は参加者名を伏せ、参加意思表明書の受付順に実施します。

- (2) プレゼンテーション等審査（オンライン開催：ZOOMによる開催を予定）

注意事項：

- ① 詳細についてはプロポーザル参加者に別途通知します。
- ② プレゼンテーション等では、社名を名乗らないこととします。
- ③ プレゼンテーションは、事前に提出された企画提案書等のみにて説明してください。当日の追加資料の配付は認めないこととします。
- ④ 審査の結果、最高点を取得した提案者が2者以上ある場合は、参考見積金額が低い者を契約候補者とし、さらに同額の場合は抽選で決定します。

- (3) 審査結果の通知

審査結果を書面により通知するとともに、弘前市ホームページにおいて契約候補者を公表します。

## 8. 評価基準及び配点

プロポーザルの審査は別表の評価基準に基づき審査します。

## 9. 日程

公示	令和5年4月12日（水）
質問受付締切	令和5年4月18日（火）午後4時まで
質問回答	令和5年4月21日（金）【予定】

参加意思表明書受付締切	令和5年4月27日（木）午後4時まで
企画提案書等受付締切	令和5年5月12日（金）午後4時まで
プレゼンテーション審査	令和5年5月19日（金）【予定】
結果通知	令和5年5月22日（月）【予定】
契約締結・業務開始	令和5年5月下旬 【予定】

## 10. 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された書類が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とします。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 見積書の金額が見積限度額を超過した場合

## 11. 契約

- (1) 契約候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとします。なお、その際には、特定された者は改めて見積書を提出するものとします。
- (2) 今回の基礎調査業務を行った者が希望する場合、令和6年度に予定されている「星と森のロマンピア」のあり方検討詳細調査業務（金額等の詳細は未定）の随意契約候補者になることができます。

## 12. その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提案を失格とするとともに、指名停止措置を行うことがあります。
- (3) 提出書類は返却しないととも提出者の特定以外には提出者に無断で使用しません。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とします。
- (5) やむを得ない理由により、プロポーザルを実施することができないと市が認めるときは、中止又は取り消すことがあります。この場合において、プロポーザルに要した費用を市に請求することはできないこととします。
- (6) 企画提案書等の著作権等については、次のとおり取り扱うものとします。
  - ① 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとします。
  - ② プロポーザル方式の手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとします。

- ③ 提案者から提出された企画提案書等について、弘前市情報公開条例（平成18年弘前市条例第19号）の規定による請求があったときは、当該企画提案書等を作成した者に対し、意見書を提出する機会を与えるものとします。なお、本プロポーザルの候補者特定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とします。

### 13. 担当部署（提出・問合せ先）

弘前市観光部観光課 担当：赤石

〒036-8551 弘前市大字上白銀町1番地1

TEL 0172-35-1128（直通）

メールアドレス kankou@city.hirosaki.lg.jp